

助成金支給規程

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人ちくごコミュニティ財団（以下、当法人という。）定款第4条に規定する助成に関して必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 ちくご川関係地域（福岡県、佐賀県、大分県、熊本県）において、社会的課題に取り組む市民社会組織（以下、CSO という。）等の団体または個人（以下、CSO 等という。）で、その事業または活動および成果が持続可能な地域社会の形成に貢献し、公益に資すると見込まれるものとする。

(申請者の募集)

第3条 当法人は、助成金の申請を公募により募集するものとする。

- 2 助成金を希望する CSO 等は、所定の申請書を当財団が定める申込期日までに提出するものとする。
- 3 当法人は、必要があると認めるときは申請者に対して追加の書類等の提出を求めることができる。

(助成金の審査及び決定)

第4条 当法人の事務局は受付けた申請を審査委員会に提出するものとする。

- 2 審査委員会は申請内容を審査のうえ、助成金の支給対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告する。
- 3 理事会は、審査委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。
- 4 理事会は助成対象者の決定にあたり、必要に応じて審査委員の意見を聴取することができる。
- 5 理事長は助成の採否を申請者に書面により通知するものとする。
- 6 当法人は助成金の支給を受けた助成対象者を個人情報に配慮しつつ公表するものとする。

(助成金の支給)

第5条 助成金は、全額または必要により分割した額をもって助成対象者に支給する。

(助成対象の計画等の変更)

第6条 助成金の支給の決定を受けた後に、助成対象となった事業または活動の計画等に関して重要な変更をしようとするときは、助成対象者はあらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- 2 助成対象となった事業または活動の実施を中止する場合には、あらかじめ理事長に届出なければならない。

(助成金の決定の取消し、中止および返還)

第7条 助成金の給付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、助成金の支給決定を取り消し、支給を中止し、または既に支給した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる事業または活動が中止になったとき
- (3) 収支報告および実績報告を怠ったとき
- (4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(監査)

第8条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の支給を受けた者に対し、経理ならびに事業または活動内容等について報告を求め、または経理ならびに事業または活動内容等について監査することができる。

(実績の報告)

第9条 助成金の支給を受けた者は、助成対象期間の終了後、所定の期日内に収支報告書とともに活動実績を当法人に報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(附則)

この規程は、2025年5月29日から施行する。